

「いじめ」とは？

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本的な認識

- いじめは「どの子にも起こり得る」との認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- いじめは、「人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童生徒に徹底する。
- 指導者側に、いじめを助長するような言動は絶対にあってはならない。

学校での認識

- 深刻でなくても、継続的でなくとも、「いじめられている」との訴えがあったら、真剣に受け止め、解決のために全力を尽くす。

◇いじめか否かの判断 → 表面的・形式的ではなく、いじめられている生徒の立場で！◇

防止と早期発見

へんだぞ！

【学校では】

- アンケート等によるいじめ調査の実施と定期的な実施による実態の正確な把握
- 悩み相談の充実と定期相談・チャンス相談の実施による情報収集
- 規範意識の高揚と道徳教育の充実と「西郷村子ども宣言」の実行
- 子ども同士、子どもと教師のより良い人間関係の醸成
- 授業の充実と「分かる・できる授業」の実践
- 学級内（校内）での居場所づくりと子ども一人ひとりが存在感が持てる学級づくり
- 学校を休む
- 浮かぬ顔をしている
- 服装が破れたりボタンがとれたり、汚れたりしている
- 傷、こぶ、アザ、けなどが度々見られる
- 持ち物が隠される
- 落書きをされる
- 一人で遅れて教室に入ってくる
- 一人ぼつんとしていることがある

いじめの発見

【家庭では】

- 服が切られたりする
- 持ち物がなくなる
- 傷つけられる
- 落書きされる
- 体にアザが時々見られる
- お金の使い方が荒くなる
- ぼんやりしていることが多い
- 家族に話しかけられるのを嫌がる

地域からの情報

即時対応

学校では・・・

【校長のリーダーシップのもと、組織を生かして対応】

迅速な事実の確認

対応の検討

役割分担

- ・ いじめられている生徒
- ・ いじめている生徒

個別指導

保護者への説明と協力依頼
(話し合いの場の設定)全体指導
(全校・学年・学級)

緊急避難的処置（グループや席替えなど）

◇「いじめは絶対に許さない」との毅然とした態度で対応

関係機関では・・・

- 教育委員会との連携
- 小学校との連携
- 「スクールカウンセラー」等との連携強化
- 電話・来所相談への対応並びに指導助言
- 適応指導教室、通級への指導助言
- 「転校」の申し出→就学すべき学校の指定変更
- 実態把握と指導助言

継続指導

いじめられた生徒には・・・

- 常に味方であり、必ず守ることを伝える。
- 観察を継続し、少しの変化も見逃さない。
- 何かあったらすぐ相談することを約束する。

いじめた生徒・周りの生徒には・・・

【原因の明確化と繰り返し指導】

- いじめは「人間として絶対に許されない行為」であること。
- 「見て見ぬふりをするはいじめと同じ」であること。
- 傍観者や観衆にならないこと。そのために、やめさせたり知らせたりすること。

家庭・地域には

- 個人情報には十分留意しながら、PTAや学校評議員等への説明
- 関係機関との連携・警察署・法務局・児童相談所・民生児童委員など
- 情報の共有化

- 双方の保護者への説明
- いじめられた児童の保護者へ家庭での様子の継続観察と変化が見られた場合の連絡依頼
- いじめた生徒の保護者へ家庭での「おもしろい」の大切さを指導依頼